

# 小中一貫教育を推進するための学校について

■小中一貫教育に関する制度の種類	2
●義務教育学校（施設一体型・施設分離型）、小中一貫型小中学校	2
●施設形態による小中一貫教育推進の課題	3
■小中一貫教育とは	4
●小中一貫教育における「9年間の学び」とは	4
●学習指導要領について	5
●学校段階毎の「育成すべき資質・能力」について	6
●学習指導要領における9年間の系統立てた学びについて	7
●小中一貫教育の教育的意義	8
●小中一貫教育の目的	8
●独自教科の新設	9
●誰一人取り残さない教育の実現に向けて	10
■本市における取り組み	11
●本市におけるこれまでの小中一貫教育推進事業の取り組み	11
●小中一貫教育推進事業における課題	12
●小中一貫教育推進のためのこれからの取り組み	13
●小中一貫教育推進により期待される効果	14

## ■小中一貫教育の制度上の類型

### ■義務教育学校（施設一体型・施設分離型）、小中一貫型小中学校

今後、本市の小中一貫教育では、分割校の課題を解消し、新たな学校形態として、義務教育学校と小中一貫型小中学校（いわゆる「学園制」）の2つの形態に分類していきます。いずれも小中一貫教育の推進を目的としており、義務教育9年間の学校教育目標を設定し、9年間の系統性を確保した教育課程を編成・実施します。

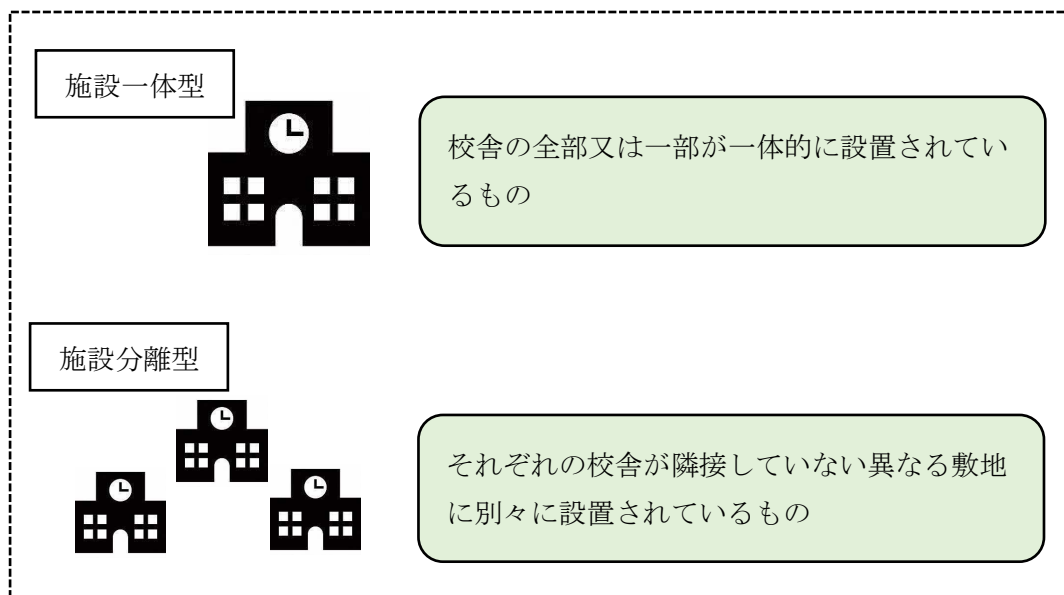
表1 小中一貫教育の制度上の類型比較

	義務教育学校	小学校併設型中学校 中学校併設型小学校	運用上での小中一貫教育
修業 年限	9年 (前期課程6年＋ 後期課程3年)	小学校6年、中学校3年	
組織 運営	一人の校長、 一つの教職員組織	小学校・中学校それぞれに校長 小学校・中学校それぞれに教職員組織	
		小学校と中学校における教育を一貫して施すためにふさわしい運営の仕組みを整えることが要件	
教育 課程	9年間の教育目標の設定、9年間の系統性を確保した教育課程の編成 小学校・中学校の学習指導要領を準用した上で、一貫教育の実施に必要な教育課程の特例（ <b>独自教科の新設含む</b> ）を創設し、個別の申請、 <b>大臣の指定は不要</b>		小学校・中学校それぞれの教育目標の設定、教育課程の編成 一貫教育の実施に必要な教育課程の特例を個別に申請し、 <b>文部科学大臣の指定が必要</b>
免許	原則小学校・中学校の両免許状を併有 ※ 当分の間は小学校免許状で前期課程、中学校免許状で後期課程の指導が可能	所属する学校の免許状を保有していること	
施設 形態	施設一体型・施設分離型		

## ■施設形態による小中一貫教育推進の課題

義務教育学校および小中一貫型小中学校のどちらの類型の場合でも施設一体型・施設分離型の施設形態を取ることが可能です。

図1 施設形態の概要



小中一貫教育を推進するにあたり、施設一体型であれば児童・生徒・教職員は1つの施設内にいるため連携が図りやすいですが、施設分離型の場合、児童・生徒間、教職員間の連携については施設一体型よりも不利な条件下にあります。そのため施設分離型にあっても適切な連携が可能な小中一貫教育を推進する体制を検討する必要があります。

## ■小中一貫教育とは

### ■小中一貫教育における「9年間の学び」とは

令和3年(2021年)中央教育審議会において『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～(答申)の「9年間を見通した新時代の義務教育の在り方について」にて以下のような内容が記載されています。

#### ●教育課程の在り方

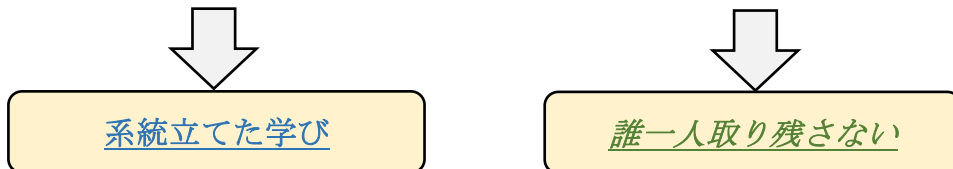
- ・「個別最適な学び」と「協働的な学び」を充実していくことが重要  
個別最適な学び：個に応じた指導の充実。主体的・対話的で深い学びを実現する。  
個々の家庭の経済事情等に左右されることなく必要な力を育む。  
協働的な学び：探求的な学習や体験活動等を通じ他者と協働
- ・教科横断的な視点から教育課程の編成・充実を図る。
- ・発達の段階に関わらず、児童生徒の実態を捉え、可能性を伸ばしていく環境
- ・学びに向かう力の育成、キャリア教育の充実
- ・各学校や地域の実態を踏まえ、教科等間のつながりを意識して教育課程を編成・実施

#### ●義務教育9年間を見通した教科担任制の在り方

- ・小学校高学年からの教科担任制の導入
- ・義務教育9年間を見通した指導体制の構築
- ・教科指導の専門性を持った教員によるきめ細かな指導の充実
- ・効果的な指導体制の在り方の検討、小中学校の連携促進

#### ●義務教育を全ての児童生徒等に実質的に保障するための方策

- ・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの充実による相談体制の整備
- ・自宅等でのICT活用等多様な教育機会の確保など、個々の状況に応じた段階的な支援
- ・児童生徒の支援ニーズの早期把握、相談・指導体制の充実等の調査研究



## ■学習指導要領について

文部科学省においては、全国のどの地域で教育を受けても一定の水準の教育を受けられるようにするため、学校教育法に基づき各学校で教育課程を編成する際の基準として**学習指導要領**を定めています。

また、学習指導要領は社会の変化に対応するためおおよそ**10年に1度の頻度で改訂**を行います。現在の社会は10年で大きく変化し、10年前には無かったもの考えられなかったことが次々と現実のものとなっており、そのような課題に対応するため定期的に改訂を行っています。例えば近年のスマートフォンや SNS 課題等も直近の改訂で触れられています。

表2 学習指導要領の変遷

昭和 33～35 年改訂	<b>教育課程の基準としての性格の明確化</b> (道徳の時間の新設、基礎学力の充実、科学技術教育の向上等) (系統的な学習を重視)
昭和 43～45 年改訂	<b>教育内容の一層の向上 (「教育内容の現代化」)</b> (時代の進展に対応した教育内容の導入) (算数における集合の導入等)
昭和 52～53 年改訂	<b>ゆとりある充実した学校生活の実現＝学習負担の適正化</b> (各教科等の目標・内容を中核的事項に絞る)
平成元年改訂	<b>社会の変化に自ら対応できる心豊かな人間の育成</b> (生活科の新設、道徳教育の充実)
平成 10～11 年改訂	<b>基礎・基本を確実に身に付けさせ、自ら学び自ら考える力などの「生きる力」の育成</b> (教育内容の厳選、「総合的な学習の時間」の新設)
平成 15 年一 部改正	<b>学習指導要領のねらいの一層の実現</b> (例：学習指導要領に示していない内容を指導できることを明確化、個に応じた指導の例示に小学校の習熟度別指導や小・中学校の補充・発展学習を追加)
平成 20～21 年改訂	<b>「生きる力」の育成、基礎的・基本的な知識・技能の習得、思考力・判断力・表現力等の育成のバランス</b> (授業時数の増、指導内容の充実、 <b>小学校外国語活動の導入</b> )
平成 27 年一 部改正	<b>道徳の「特別の教科」化</b> 「答えが一つではない課題に子供たちが道徳的に向き合い、考え、議論する」道徳教育への転換
平成 29～30 年改訂	<b>「生きる力」の育成を目指し資質・能力を三つの柱(※)で整理、社会に開かれた教育課程の実現</b> ※「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」 (「主体的・対話的で深い学び」(アクティブ・ラーニング)の視点からの授業改善、カリキュラム・マネジメントの推進、 <b>小学校外国語科の新設</b> 等)

## ■学校段階毎の「育成すべき資質・能力」について

平成 29 年の学校指導要領の改訂においては下記の観点を持って改訂されています。基本的にそれぞれの学校段階で「育成すべき資質・能力」があり、その資質・能力を育むこととしています。一方で、これらは「**義務教育を終える段階で身に付けておくべき力は何か**」を踏まえ、小学校で基礎的な力をつけ、中学校で完成をめざす形となっています。

### <小学校段階で育成すべき資質・能力>

主に**日常生活から身近な社会生活を送るにあたり必要となる**資質・能力

小学校においては、「各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる**基礎**」を培うこと及び「**国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質**」を養うことを目的とする義務教育のうち、**基礎的なものを施すことが目的**である。幼児教育までの学びを生かしながら、小学校段階において育むべき資質・能力を、三つの柱に沿って、教育課程全体及び教科等ごとに明確化し、中学校以後の学びに円滑に接続させることが求められる。

### <中学校段階で育成すべき資質・能力>

主に**生涯にわたる社会生活の基盤となる**資質・能力

中学校においては、義務教育を行う最後の教育機関として、教育基本法第 5 条第 2 項が規定する「各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる**基礎**」及び「**国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質**」を**卒業までに育むことができるよう、小学校教育の基礎の上に**、中学校教育を通じて身に付けるべき資質・能力を、三つの柱に沿って、教育課程全体及び教科等ごとに明確化し、その育成を高等学校教育等のその後の学びに円滑に接続させることが求められる。

## ■学習指導要領における 9 年間の系統立てた学びについて

前述のとおり各学校段階で「育成すべき資質・能力」があるものの、それぞれの**指導要領間で連携した内容**となっています。例えば国語科における小学校 1 年生から中学校 3 年生までの「育成すべき資質・能力」の「思考力、判断力、表現力等」の内容は下記のように記載されています。

表 3 国語科における「思考力、判断力、表現力等」比較

小 1 小 2	<b>順序立てて</b> 考える力や	感じたり想像したりする力を養い、	<b>日常生活</b> における人との関わりの中で伝え合う力を高め、	自分の思いや考えを <b>もつことができる</b> ようにする。
小 3 小 4	<b>筋道立てて</b> 考える力や	<b>豊かに</b> 感じたり想像したりする力を養い、	日常生活における人との関わりの中で伝え合う力を高め、	自分の思いや考えを <b>まとめることができる</b> ようにする。
小 5 小 6	筋道立てて 考える力や	豊かに感じたり想像したりする力を養い、	日常生活における人との関わりの中で伝え合う力を高め、	自分の思いや考えを <b>広げることができる</b> ようにする。
中 1	筋道立てて 考える力や	豊かに感じたり想像したりする力を養い、	日常生活における人との関わりの中で伝え合う力を高め、	自分の思いや考えを <b>確かなものにする</b> ことができるようにする。
中 2	<b>論理的に</b> 考える力や	<b>共感したり</b> 想像したりする力を養い	<b>社会生活</b> における人との関わりの中で伝え合う力を高め、	自分の思いや考えを <b>広げたり深めたり</b> することができるようにする。
中 3	論理的に 考える力や	<b>深く共感したり</b> 豊かに想像したりする力を養い、	社会生活における人との関わりの中で伝え合う力を高め、	自分の思いや考えを <b>広げたり深めたり</b> することができるようにする。

また、近年の外国語に関わる改訂では社会情勢を鑑み、下記のように段階的発達を考慮した改訂が行われています。

図 2 外国語科・外国語活動の新設経過

変遷	小 1	小 2	小 3	小 4	小 5	小 6	中 1	中 2	中 3
～							外国語科		
平成 20 年改訂					外国語活動		外国語科		
平成 29 年改訂			外国語活動		外国語科				

## ■小中一貫教育の教育的意義

### ●「中1ギャップ」への効果的な対応、中学校段階への円滑な接続

小学校から中学校への進学時に、新しい環境での学習や生活へ移行することによって、不登校等の生徒指導上の諸問題につながっていく事態等（いわゆる「中1ギャップ」）に直面し、小学校から中学校への接続を円滑化する必要があります。特に、児童生徒の発達が進んでいることをふまえ、小学校高学年から中学校入学後までの期間に着目し、当該期間に重点的な取組みを行うことが重要です。

### ●学びの連続

義務教育9年間を見通し、小・中学校間で連携・情報共有を行う中で、小学校教員は自らが指導する内容が、中学校における学習にどのようにつながっていくのかを理解しながら指導し、中学校教員は小学校における学習の程度を把握した上で各分野の指導を行うことが重要です。そのうえで、学びの系統性・連続性を重視するということは、学習内容をつなぎ、指導方法をつなぎ、評価方法をつなぐこととなります。小・中学校教職員が相互にかかわり、9年間を見通しながら学年間のつながりを理解し、意識することで子どもたちの学びに系統性・連続性が生まれ、学力や体力の向上に効果をもたらすことが期待されます。

## ■小中一貫教育の目的

### ●義務教育9年間を通じた教育課程の編成

子どもの発達段階や学習の系統性という観点で9年間を見通したカリキュラムの編成を行い、教科や領域等における重点目標とする育てたい力・授業の改善をふまえた全体計画・系統表・年間指導計画を作成し、9年間の全体計画のもと各学年の指導目標や指導内容の系統性を理解することで、系統性のある学習指導を行うことができます。

### ●系統性・連続性に配慮した特色ある教育活動

各中学校における特色ある教育活動を、小中一貫教育推進の柱とすることで、小・中学校教職員の一体化だけでなく、地域と学校との協働関係の核とすることができます。

### ●学校段階間の連携強化

小・中学校教職員が相互に子どもの状況を把握し、情報を共有するなど子どもの発達について理解した上で、一人一人の子どもに応じた効果的な指導を行えるよう、今まで以上に小・中学校が連携を密にした取組みができます。



## ■独自教科の新設

各学校・地域の実態に応じた小中一貫教育を通じて「めざす子ども像」の実現に資するため、学校独自で教科を新設することができます。

他市事例では「国際コミュニケーション科（大阪府寝屋川市）」「ふるさと科（岩手県大槌町）」等さまざまな独自教科が新設されていますが、各地域において分野の違いはあるものの「**将来の変化を予測することが困難な時代を生き抜く力**」を 9年間で系統立てて育てることを特色としている学校が多くみられます。

### ●大阪府寝屋川市「国際コミュニケーション科」

英語を通じて、国際社会を主体的かつたくましく生きるために必要な資質や能力の基礎を育成する。

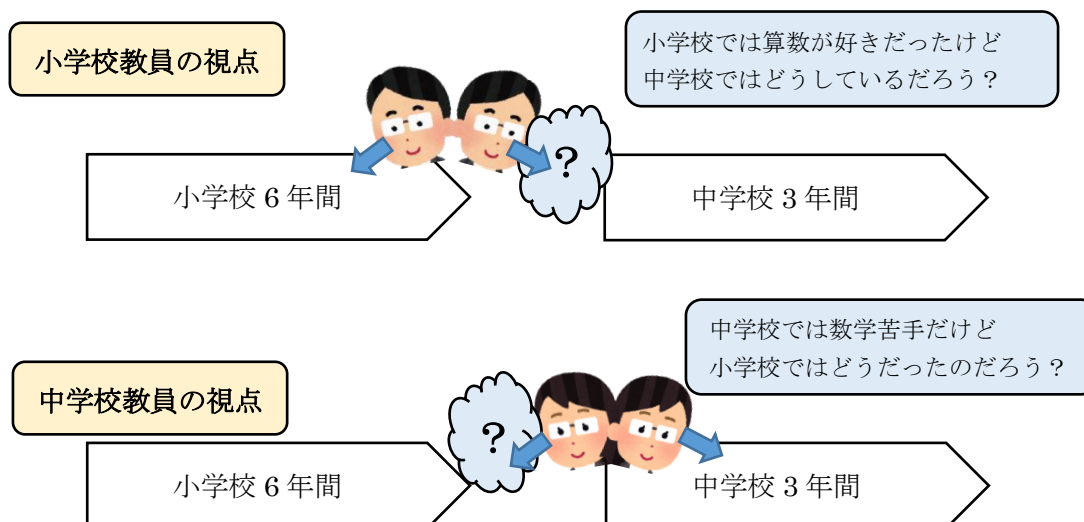
- ・ **【コミュニケーション・情報活用】** 自らすすんで知識や情報を入手、理解し、発信、対話するなど、コミュニケーションに対する主体的な態度を養う。
- ・ **【英語】** 英語を用いて相手の意向を理解し、自分の考えや気持ちを表現することができるなど、実践的コミュニケーション能力の基礎を育成する。
- ・ **【国際理解】** 異文化に対する関心や理解を深めることを通して、異なる文化や価値をもつ人々とともに生きる資質や能力の基礎を養う。

### ●岩手県大槌町「ふるさと科」

- ・ **【生きる力】** 防災教育を中心とした学びとともに、命やものの大切さと人の絆の大切さを受け止め、人としての在り方や自らの生き方を考え見つめる。
- ・ **【ふるさと創生】** 地域復興をめざすふるさとの中で自らの役割や責任を考え、ふるさとを支える担い手になる。

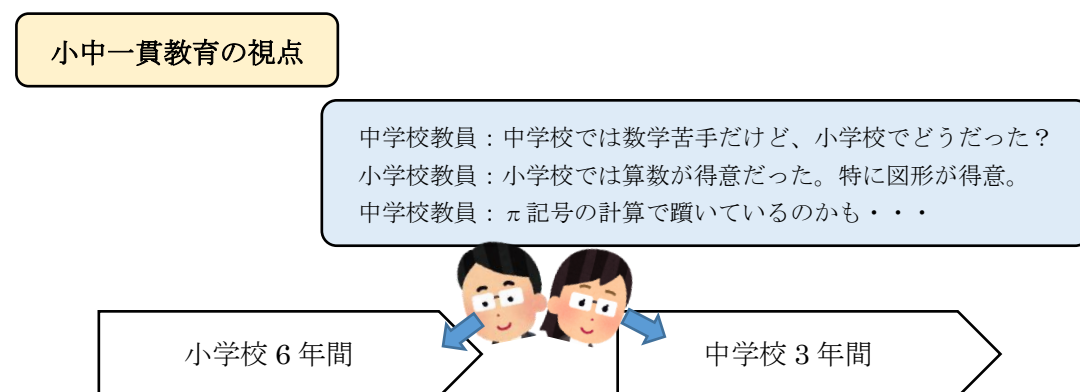
## ■誰一人取り残さない教育の実現に向けて

小学校の教員は小学校6年間で卒業するまでにどんな力を付けるかを見据えて6年間の学びを実現する一方で、中学校入学以降の3年間に触れる機会はなかなかありません。また中学校の教員が小学校6年間でどのような体験をしてきたかを知る術も多くはありません。



義務教育の目的・目標を達成する観点から、小学校6年間、中学校3年間と分断するのではなく、9年間を通した教育課程、指導体制、教職員の養成等のあり方について一体的に検討を進める必要があります。また児童生徒が多様化し、学校がさまざまな課題を抱える中にもあっても、義務教育において決して誰一人取り残さないということを徹底する必要があります。

このため一人一人の能力、適性等に応じ、その意欲を高め、やりたいことを深められる教育を実現するとともに、学校が安全・安心な居場所として保証し、さまざまな事情を抱える多様な児童生徒が、実態として学校教育の外に置かれてしまわないように取組むことが必要です。



## ■本市における取り組み

### ■本市におけるこれまでの小中一貫教育推進事業の取り組み

本市では、平成 20 年度から全中学校区で小中一貫教育推進事業を展開しており、中学校区を単位として、児童・生徒や地域の実態に応じて、学力向上や生徒指導などの推進主題を設定し、連携会議や合同研修会を実施するなど、小学校高学年教科担任制などとあわせて、義務教育 9 年間を見通した小・中学校間の指導の一貫性や系統性、望ましい連携や接続に関わる取り組みを進めてきた。合わせて、児童会と生徒会の交流や教職員の交流、情報交換などが各中学校区で進められています。

さらに、平成 27 年度からは、第八中学校区の中学校 1 校、小学校 2 校を、小中一貫教育パイロット校として指定し、中学校教員が専門性を活かして複数の教科で小学校への乗り入れ授業を実施するなど、学びの連続性や系統性を意識した指導の充実を図るとともに、小学生と中学生の異学年交流、小学 5 年生の中学校 1 日授業体験などの特色ある実践を進めており、小学校から中学校への環境変化に伴う学習面の戸惑いの軽減や、生徒指導上の課題の未然防止及び早期対応などにつながった。

(※R3 年度の小中一貫教育推進事業・各中学校区からの報告書より)

- ◎ 9 年間を通したキャリア教育全体指導計画の策定
- ◎ 児童生徒の課題や「めざす子ども像」を踏まえた合同研修会の開催  
(外国語、道徳、キャリア教育、人権、生徒指導、児童生徒理解、ICT...等)
- ◎ 小中交流会における小 6 児童の中学校授業体験、クラブ見学
- ◎ 新入学（予定）生徒についての情報交換、連絡会の開催
- 小中学校間の研究授業への参加や公開授業の見学
- 中学校教員による小学校への乗り入れ授業
- ★ 校種間の児童生徒の交流（中学校体育大会の見学等）
- ★ 義務教育 9 年間を見通したカリキュラム作成
- ★ 「めざす子ども像」の関係学校間での統一

- ◎…すべての中学校区で実施
- …いくつかの中学校区で実施
- ★…特定の中学校区のみ（八中）で実施

## ■小中一貫教育推進事業における課題

前述のとおり、本市において小中一貫教育推進に取り組んできましたが、一方で運用上の取組だけでは小中一貫教育を効果的・継続的に実施していく上で一定の限界が存在します。

例えば、教育課程の編成、年間指導計画の作成、各種の計画や方針の策定、学校評価の実施などをはじめ、小・中学校ごとに取り組むことが想定されている重要な事務が多数存在し、これらについて9年間を見通して一体的に遂行することは大きな課題となります。

### 【参考】小・中ごとに取り組むことが想定されている主な事項

- ・教育課程の編成・実施（学習指導要領総則）
- ・年間指導計画の作成（学習指導要領総則）
- ・指導要録の作成（学校教育法施行規則第24条）
- ・教科書以外の教材の届出（地教行法第33条）
- ・学校評価の実施（学校教育法施行規則第66条等）
- ・学校運営協議会の設置（地教行法第47条の5）
- ・学校評議員の各校長からの推薦、教育委員会からの委嘱（学校教育法施行規則第49条）
- ・学校保健計画の策定・実施（学校保健安全法第5条）
- ・学校安全計画の策定・実施（学校保健安全法第27条）
- ・学校いじめ防止基本方針の策定（いじめ防止対策推進法第13条）

また、実際の小中学校における教育活動の間には大きな差があり、それは必ずしも上記のような法令や学習指導要領等に規定されている事柄だけではなく、それぞれの校種が対象とする発達段階への指導のための工夫等が、長い歴史の中で文化として積み上げられてきた部分も多くあります。

	小学校	中学校
授業形態	学級担任制	教科担任制
指導方法 (学習内容)	より丁寧できめ細やかな指導。 教室外での活動や体験型の学習も多い。 (低学年では) 経験に基づく具体的な学習内容が多い。	小学校に比べてスピードが速い。 抽象的な学習内容が多い。
評価方法	単元テストが中心	定期テストが中心
生徒指導の手法	中学校と比べて、緩やかな指導となる傾向がある	校則に基づき小学校と比べて厳しく指導される傾向がある
部活動の有無	無 ※「特別活動」の中で「クラブ活動」実施	有

## ■小中一貫教育推進のためのこれからの取組み

### ●教育課程における9年間の連続性の確保

- ・ 発達段階に即した「学び」の系統性と連続性の確保、小中間の円滑な接続を図るために、義務教育9年間のグランドデザインを作成し、教育活動全体の可視化・拠り所とするものを明確化することで、関係校の全教職員が、「めざす子ども像」（教育目標）を共有し、同じベクトルで児童生徒を育てる。
- ・ 小中一貫教育の中核的事項である「各教科別に9年間の系統性を整理した一貫カリキュラムを編成」とともに、教科等横断的な事項（食育・キャリア教育・情報教育…等）についても一貫カリキュラムを編成する。

### ●指導方法・指導体制の改善

- ・ 小学校高学年教科担任制の導入により、中学校の学習にスムーズに接続するとともに、専門性をもった中学校の教員が小学校で指導することで児童生徒の学習意欲を高め確かな学力を育む。
- ・ 中学校から小学校へのいわゆる乗り入れ授業を実施することで、児童が入学前に中学校の教員に出会う機会を設ける。このことは、上記の確かな学力の育成だけでなく、進学後の新しい環境への適応の観点でも有効であると考えられる。
- ・ 小学校では、中学校での学習内容への接続を意識した指導を行い、逆に小学校における指導の特徴を中学校入学後にも部分的に継続することにより、学習内容の高度化によるつまずきへの対応やきめ細かな生徒指導を実施するとともに、児童生徒がつまずきやすい学習内容についての共通理解・長期的な視点に立ったきめ細やかな指導の充実を図る。
- ・ 小・中学校間における基本的な授業スタイル（学習規律）の緩やかな統一、9年間を見通した家庭学習等の課題の分量の段階的な調整を行う。

### ●多様な人間関係を形成するための交流（異学年・小小連携）の検討

例えば、以下のような交流が考えられる。施設分離型は施設一体型と比べて実施しにくい  
が、時期の工夫やICTの活用等により実施できるものもある。

- ・ 遠足や校外学習、林間学舎等の宿泊行事の合同開催。
- ・ 運動会（体育大会）、学習発表会、合唱コンクールの観覧や作品展の鑑賞。
- ・ 児童会、生徒会、委員会の合同活動。
- ・ 各教科の学習成果の交流。
- ・ 中学生の小学校ボランティア訪問（放課後学習サポート・部活動での行事参加や技術指導…等）

## ●推進のための体制の構築

- ・ 総合調整を担当する校長の指名。
- ・ 相互乗り入れ授業を実施するための教職員の兼務発令。
- ・ 特に施設分離型においては、小小、小中間の総合的な調整を担うためのコーディネータ（学校管理職経験者等）を市費により配置。
- ・ 計画的な乗り入れ授業の実施のために中学校へ非常勤講師を配置。
- ・ 関係校全体での年間行事予定表の作成、合同研修、相互の授業参観の実施
- ・ 関係校管理職およびコーディネータによる小中一貫教育推進委員会（仮）を定期開催。
- ・ 関係校の教職員が集う小中一貫教育推進会議（仮）を年間数回開催し、めざす子ども像の議論や実現状況の評価、乗り入れ授業や児童生徒の交流会の打合せ、合同研修会の実施など、教職員が話し合う場を計画的に設定。

## ■小中一貫教育推進により期待される効果

### ●児童・生徒

- ・ 学習意欲の向上、学習習慣の定着による確かな学力の育成。
- ・ 授業の理解度の向上による、学習に悩みを抱える児童生徒の減少。
- ・ 関係校での情報共有に基づく9年間の継続性のある生活指導の実現による、いわゆる「中1ギャップ」の緩和。
- ・ 小学校から中学校への環境の激変を緩和することによる、中学校進学に不安を覚える児童の減少や進学時のストレスの緩和。
- ・ 多様な人間関係（特に異学年での交流）の中で過ごすことによる、自己肯定感の向上、思いやりや助け合いの気持ちの育成、コミュニケーション能力の向上。

### ●学校・教職員

- ・ 9年間通して児童生徒を育てるという教職員の意識改革。
- ・ 指導方法への改善意欲の向上、教科指導力・生徒指導力の向上。
- ・ 小・中学校間における授業観や評価観の差の縮小。
- ・ 小学校における基礎学力保障の必要性に対する意識の向上。